

添付図面等に関する注意事項

- 1) 画地点間の距離は、小数点以下第2位までとする（3位以下の数字を切り捨て、表示しない）。また、敷地求積図、求積表を添付する場合は、土地区画整理事業と整合させること。
- 2) 宅盤高、道路高、隣地高等については、土地区画整理計画高（FH）で記入すること。
敷地分割により申請する場合は、分割点に境界杭を埋設し敷地求積図、求積表を作成の上添付すること。
- 3) 排水経路については、下水道本管の位置、管種、管径及び宅内管経路、最終ますを記入すること。
- 4) 給水経路については、上水道本管及び取出し管の位置、管種、管径や乙止水栓と水道メーターの位置を記入すること。
- 5) 接道については、土地区画整理事業による道路番号及び建築基準法第42条第1項第4号が指定されているものは、その指定番号及び指定年月日を記入すること。※同法第43条の但し書き適用の場合は事前に協議が必要。
- 6) 軒の出（樋先・けらば）については、東西南北の道路境界及び隣地境界から軒の出まで距離を明記すること。
- 7) 建物離れについては、東西南北の道路境界及び隣地境界から壁芯等までの距離を明記すること。
- 8) 建ぺい率・容積率の算出に当たっては、仮換地（申請地積）の整数値で算出すること。
- 9) 申請敷地に接道する道路が歩道を有する道路であり、車両等の出入りを計画している場合は、配置図に駐車スペースの位置及び歩車道境界ブロックの開口部（位置・幅）を記入すること。その際、歩道の有無、歩車道境界ブロックの開口部の位置・幅等については、区画整理課と事前に協議すること。
- 10) 駐車スペース・玄関タタキ・イヌバシリのコンクリートや舗装、カーポート等を設置する場合は、その位置を記入すること（道路側溝等が未整備の場合、道路境界線から5cm以上離すこと）。
ブロック塀等を施工する場合は、配置図に外構の位置を記入し、断面図、構造図等を添付すること。また、民地境界に接して施工する場合は、工作物用の確約書にて隣地土地所有者の同意を得ること。